

注 意

- 1 指定の届出をするときは、「変更」の文字を抹消し、変更の届出をするときは、「指定」の文字を抹消すること。
- 2 1 欄及び3 欄の「フリガナ」は、カタカナで正確に記載すること。
- 3 3 欄には、失業等給付の払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）をはっきり記載すること。
- 4 4 欄又は5 欄には、あなたの本人名義の通帳の記号（口座）番号を間違いのないよう記載すること。
- 5 この届の提出と同時にあなたの本人名義の通帳、キャッシュカードその他の払渡希望金融機関の口座情報を確認できるものを提出すること（公金受取口座の利用を希望するときは不要）。
- 6 公金受取口座の利用を希望するときは、あらかじめ、下記の手続を完了していること。
 - ・マイナポータルにおいて、公金受取口座を登録していること。
 - ・公共職業安定所長に個人番号を届け出ていること。
- 7 マイナポータルに登録されている公金受取口座を変更した場合、速やかに「払渡希望金融機関変更届」を安定所に提出すること。（安定所に登録された口座は自動的に変更されず、変更の都度、安定所に申出が必要。）
- 8 ※印欄には、記載しないこと。